

## 滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正により、精神医療審査会の委員の任期を2年を超え3年以下の期間で条例で定めることができることとされたことから、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定めるため、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 滋賀県精神医療審査会の委員の任期を3年とすることとします。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行の際現に滋賀県精神医療審査会の委員である者の任期は、この条例の規定にかかわらず、平成28年8月20日までとすることとします。

議第 号

滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 12 条の規定による滋賀県精神医療審査会の委員の任期は、3 年とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に滋賀県精神医療審査会の委員である者の任期は、この条例の規定にかかわらず、平成 28 年 8 月 20 日までとする。

# 滋賀県精神医療審査会

## 1 設置根拠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条

## 2 業務

- (1) 精神病院の管理者から医療保護入院の届出（入院から10日以内）、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告（措置入院6か月毎、医療保護入院1年毎）があったときに、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと。
- (2) 精神病院に入院中の者又はその家族等から、退院請求又は処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかについて審査を行うこと。

## 3 委員

- (1) 委員の数 総委員数に関する規定なし
- (2) 委員の任期 2年（現行）
- (3) 委員の構成
  - ① 医療委員：精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（精神保健指定医）  
→ 県内の精神科病院からの推薦を踏まえて選考
  - ② 法律家委員：法律に関し学識経験を有する者  
本人の意思によらない入院や行動の制限等を行う場合があるという精神科医療の特性を踏まえ、人権擁護など総合的な観点から入院継続の適否の審査するもの。  
→ 弁護士、大学の法律学の教授又は助教授から選考
  - ③ 有識者委員：その他の学識経験を有する者  
精神障害者の保健福祉の観点から、地域での相談支援に関する豊富な実務経験を踏まえて審査するもの。  
→ 精神保健福祉士又は看護師から選考
- (4) 合議体による審査  
医療委員2名以上、法律家委員1名以上、有識者委員1名以上による5人の合議体で審査する。  
当県の場合： 5名×4合議体 + 予備委員4名 = 24名

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）抜粋

（精神医療審査会）

第 12 条 第 38 条の 3 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

（委員）

第 13 条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年（委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。

（審査の案件の取扱い）

第 14 条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

- 一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二
- 二 法律に関し学識経験を有する者 一
- 三 その他の学識経験を有する者 一

（政令への委任）

第 15 条 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

※下線部：第 5 次一括法による改正部分

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）

第 2 条 精神医療審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査の案件を取り扱う合議体に長を置き、合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ 1 人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決する。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。